

## 公 示

一般社団法人日本教育学会運営規程、同役員選挙規程にもとづき、下記の要領で一般社団法人日本教育学会の役員（会長・理事）選挙を行います。

1. 2019年6月7日から6月20日までを投票期間として、役員（会長・理事）選挙を行います。
2. 選挙権者は、2019年3月15日までに2018年度会費を納入した方とします。ただし、被選挙権者は上記の選挙権者のうち、満70歳（2018年12月31日現在）以下の方とします。また、ひきつづき4期にわたって学会理事に就任した方は、学会理事の被選挙権を有しません。
3. 2019年4月1日現在の所属機関の所在地により地方区（選挙区）の区分けを行いますので、勤務先が変更になった場合は5月2日までに日本教育学会事務局に連絡してください。また、所属機関を有しない方は4月1日現在の自宅住所によりますので、住所変更をされた方にご連絡ください。
4. 2018年定時社員総会（夏期学会理事会）での「一般社団法人役員選挙規程」改正の承認により、今回の役員選挙より、電子投票にて行います（希望者は紙での投票もできます）。
5. 2018年定時社員総会（夏期学会理事会）での「一般社団法人日本教育学会運営規程」改正の承認により、地方区のうち中国地区と四国地区が統合され、中国・四国地区となり地方区は9地方区から8地方区になります。また、それに伴い地方区理事の定数が39名から37名になります。

なお、選挙実施の詳細については、後日通知します。

以上

2018年12月31日

一般社団法人日本教育学会選挙管理委員会  
委員長 福元 真由美